

生駒市教育委員会規則第5号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月22日

生駒市教育委員会委員長 山本 吉延

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習部の部生涯学習課の項中「生涯学習係 文化振興係」を「生涯学習文化係」に改める。

別表の2の表生涯学習課の部生涯学習係の項を次のように改め、同部文化振興係の項を削る。

生涯学習文化係	(1) 生涯学習の基本計画に関すること。 (2) 社会教育委員及び生涯学習推進連絡会に関すること。 (3) 生涯学習の振興に係る指導者養成、施策の企画及び関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 社会教育に係る人権教育の推進に関すること。 (5) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関すること。 (6) 文化財保護審議会に関すること。 (7) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関すること。 (8) 芸術及び文化の振興に関すること。 (9) その他生涯学習に関すること。
---------	--

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。